

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）〔公共〕

31,235百万円（35,125百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2. 事業計画

(1) 交付対象施設

- ・ マテリアルリサイクル推進施設
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・ エネルギー回収推進施設
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・ 高効率ごみ発電施設
（ごみ発電を高効率に行う施設）
- ・ 高効率原燃料回収施設
（生ごみ等のバイオガス化を高効率に行う施設）
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- ・ 最終処分場
- ・ 漂流・漂着ごみ処理施設
- ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
- ・ 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業 等

(2) 交付率

交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

3. 施策の効果

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されることにより、地域における循環型社会の形成推進が図られる。